

# 令和3年度 静岡年末年始無災害運動実施要領

## 1 趣旨

令和3年度静岡年末年始無災害運動は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように、慌ただしい時期だからこそ基本的観点に立ち返り、災害防止対策を推進していくことを目的としている。

静岡県内では労働災害により令和3年10月末現在で18人もの尊い命が失われている。特に機械等にはさまれ、巻き込まれ死亡した労働者が7人（前年同時期2人）、墜落、転落して死亡した労働者が5人（前年同時期1人）と、これらの死亡災害が前年同時期に比べ著しく増加している。また、昨年度の同運動期間中には3人の労働者が死亡しており、本年度はより一層の取り組みを行う必要がある。

休業4日以上死傷者数は10月末現在で3,375人と前年同期に比べ220人（6.9%）増加している。転倒災害は年々増加する傾向にあり、10月末現在の死傷者数は763人と全死傷者数の22%を占め、前年同時期に比べ14人（1.8%）増加している。

このような状況の中、「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」、「転倒」の災害防止を重点実施事項とし、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら以下の基本的観点に立ち「令和3年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することとする。

## 2 基本的観点

- いかなる時代にあろうとも、「労働災害は本来あってはならないもの」であり、労働災害防止は企業の社会的責任であること。
- 「安全最優先」の思想は先人の尊い犠牲によるものであり、「安全のルール」はその貴重な教訓であること。
- 一人の不安全行動は、他の人の不安全行動を招き、多数の災害を誘発するおそれがあること。
- 無事故の帰宅は、本人を取り巻くすべての人の当然かつ切なる願いであること。

## 3 スローガン

『 広げよう感染防止とゼロ災害 みんな笑顔の年末年始 』

## 4 実施期間

令和3年12月1日から令和4年1月15日

## 5 主唱者

静岡労働局、管下各労働基準監督署、（公社）静岡県労働基準協会連合会、県下各労働基準協会、建設業労働災害防止協会静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部清水支部、（一社）日本ボイラ協会静岡支部、（一社）日本クレーン協会静岡支部、（公社）建設荷役車両安全技術協会静岡県支部、

(独) 労働者健康安全機構静岡産業保健総合支援センター、(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部

## 6 事業場が実施する重点実施事項

- (1) はさまれ・巻き込まれ等災害防止のための機械設備等の総点検と整備
- (2) 墜落・転落危険箇所の把握と防止措置の徹底
- (3) 「STOP! 転倒災害プロジェクト」及び「静岡労働局ぬかづけ運動」に基づく転倒災害の防止
- (4) 職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施

## 7 事業場が実施する共通対策

- (1) 経営トップの参加の下に、職場の安全パトロールを実施する等、職場内における安全衛生活動の総点検の実施
- (2) 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の徹底
- (3) 非定常作業(機械設備等の清掃・点検・補修など)における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- (4) 年末の交通安全県民運動(12月15日～12月31日)の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進
- (5) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の職場ごとでの掲示

## 8 各労働災害防止団体等が実施する事項

- (1) 会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
- (2) 安全パトロールの実施等、会員事業場の自主的な安全活動の支援
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター及び各団体等が独自に作成する資料等の配付

## 9 静岡労働局が実施する事項

- (1) 新聞等の報道機関、機関紙、ホームページなどを通じての広報
- (2) 県市町、労働災害防止団体、事業者団体等への会員事業場における年末年始無災害運動の取組についての依頼
- (3) 労働局長等による安全パトロールの実施
- (4) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの労働災害防止団体等と連携しての各事業場での掲示依頼

## 10 各労働基準監督署が実施する事項

- (1) 労働災害防止団体の分会、労働災害防止協議会及び事業者団体等に対する本運動の実施要請
- (2) 署幹部による安全パトロール等の実施
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの集団指導、会合等の機会における配付
- (4) 労働災害多発業種及び事業場等に対して、災害の実態に応じた監督指導等の実施